

モゲ散歩

2024年度後期

記紀の世界

- 記紀とは何か
- 日本の歴史を形作る基本となる書物
- 古事記と日本書紀
- 奈良時代に編纂された日本神話や古代の歴史を伝えている歴史書
- 古事記 神代(かみよ)の物語や国の成り立ち
- 現存する最古の歴史書
- 日本書紀 神代から持統天皇11(697)年までの出来事
- 天皇の命で編修された最初の勅撰国史

古事記

- 和銅5年1月28日に太安万侶が編纂し元明天皇に献上した
- 上中下の3巻からなっている > 和語で書かれる
- 神代における天地の始まりから推古天皇の時代に至るまでの出来事が神話と伝説で書かれている
- 民間伝承の歌謡(> 和歌の原型)も書かれている
- 日本文学の発祥を探る重要な資料
- 文字が伝わっていない時の口伝を文字化している



国宝
 名古屋市大須観音
 応安4年から5年(1372
 年)にかけて真福寺の
 僧・賢瑜によって写さ
 れた

古事記以前に歴史書はなかった？

- 基本的には「紀伝体」で書かれている
- > 紀伝体は中国の正史と同じ書きかたをしている
- 史記：前漢時代に司馬遷が書き著したものの
- 原本は存在しない > 全て写本されたもの
- 古事記を書くための基になる本はなかったのか
- 645年 大化の改新の時に蘇我蝦夷が自邸を焼く
- この時に朝廷の歴史などを書いた書物全て焼失
- 672年 壬申の乱後天武天皇が歴史本作成を指示

中国の影響が大きい

- 文字自体が中国から伝来したもの
- 当事の朝廷は全て中国の仕組みを模倣している
- 中国が歴史書を作っているので日本も作る
- 当然のことだが書く側の記述なので注意が必要
- 口伝で伝えられてきたものを文字化する時に「音」をもとに漢字で書き著していく
- 漢字は表意文字なのでそこに意味が加わっていく
- 例 471年銘の稻荷山古墳鉄剣に「獲加多支鹵」

最初は日本語を漢字で書き残した

- 漢字の音だけで使用する表音文字 > 万葉仮名
- 例 「波奈」(花)、「也麻」(山)
- し > 之 思 師 四 志 など
- 獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也 (稻荷山鉄剣の銘文)
- ワカタケルの大王の寺シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也
- この時代にはすでに天皇記のようなものが存在した

日本書紀

- 養老4年(720年)に完成したと伝わる
- 漢文・編年体で記述 30巻 > 原本は無い
- 1・2巻は神代 3巻以降 歴代天皇の系譜・事績を記述
- 他に系図があったと言われるが現存せず
- 日本の正史としての扱いをしている
- 後半部分の歴史は正しいと思われるが神代に関しては天皇制を正当化するものに



南北朝時代・永和元年～3年(1375～77)の写本

愛知・熱田神宮蔵

祖日嗣使主之大宮主宅媛生菟道稚郎子
 皇子天田皇女唯馬皇女次妃宅媛之弟小
 碓^{一紀云}媛生菟道稚郎皇女次妃河津
 仲彦女弟媛生稚野毛二孫皇子^{次妃}
 櫻井田部皇孫之妹皇媛生孫孫皇子
 次妃日向皇女媛生大葉枝皇子小葉枝皇
 子凡是天皇男女并廿五也根鳥皇子是
 大田君之始祖也大山守皇子是土形君松原
 君凡二族之始祖也去來真稚皇子是深河
 別之始祖也
 三年冬十月辛未朔癸酉東蝦夷悉朝貢
 即後蝦夷而作麻呂道十一月家之海人訕
 吃之不從命^{訕吃}則遣阿曇建祖大瀛
 宿禰平其訕吃因爲海人之宰故俗人諺
 曰佐廣阿摩者其是緣也是式百濟辰
 斯王立之矣祀於貴國天皇改遣紀角宿禰
 村田天代宿禰石川宿禰木菟宿禰實深其
 凡祀秋由是百濟國改辰斯王以謝之紀角
 宿禰等便立阿菟爲王而歸
 五年秋八月庚寅朔壬寅命諸國定海人及山
 守部冬十月辛卯伊豆國命造船長十丈船既
 成之試得于海便輕泛深行知肥故石其船
 曰括野^{括野}
 六年冬二月天皇幸近江國至菟道野上御歌

1部が残っているのは奈良国立博物館にある平安時代に写本された巻10 応神天皇記

地名を考える

地名と苗字のつながり

- 民俗学者柳田國男は日本人の暮らしは「人と天然の交渉」によって形成されるといった
- その長い歴史が作り上げてきた文化が存在した
- 生活基盤の村には共同作業があったり共通財産があったり、婚姻や葬儀のしきたり、祭といったものが存在した
- 隣村とのかかわりも存在した



- 現代社会はそれを破壊してしまっている＞仕方がないことだが

名前から考える

- 日本には約10万の苗字が存在するという
- その多くが地形や地名が基本になっている
- 古代では共同体を「氏」として存在する
- 朝廷では担当する仕事によって苗字が出来る
- 物部氏 > 軍事
- 中臣氏 > 神祇
- その後「姓」として広がる
- 氏族や家の名 > 血統や家系を示すもの

朝廷の中の姓が地方で新たな姓へ

- 源 平 藤 橘 > 名家
- 源 平 天皇の兄弟で天皇になれないものが名乗る
- 菅原 紀 大江 清原 > 貴族階級の名
- 中臣鎌足は「藤原」の姓を賜る > 藤原鎌足
- 朝廷の重職を担う姓となっていく > 光る君への世界
- 下級貴族は国司などの仕事で地方へ > 藤原為時
- そのまま土着するモノも > その土地を支配する
- その時に地名を自分の姓にしていく > 武士の誕生

共通するのか対立するのか

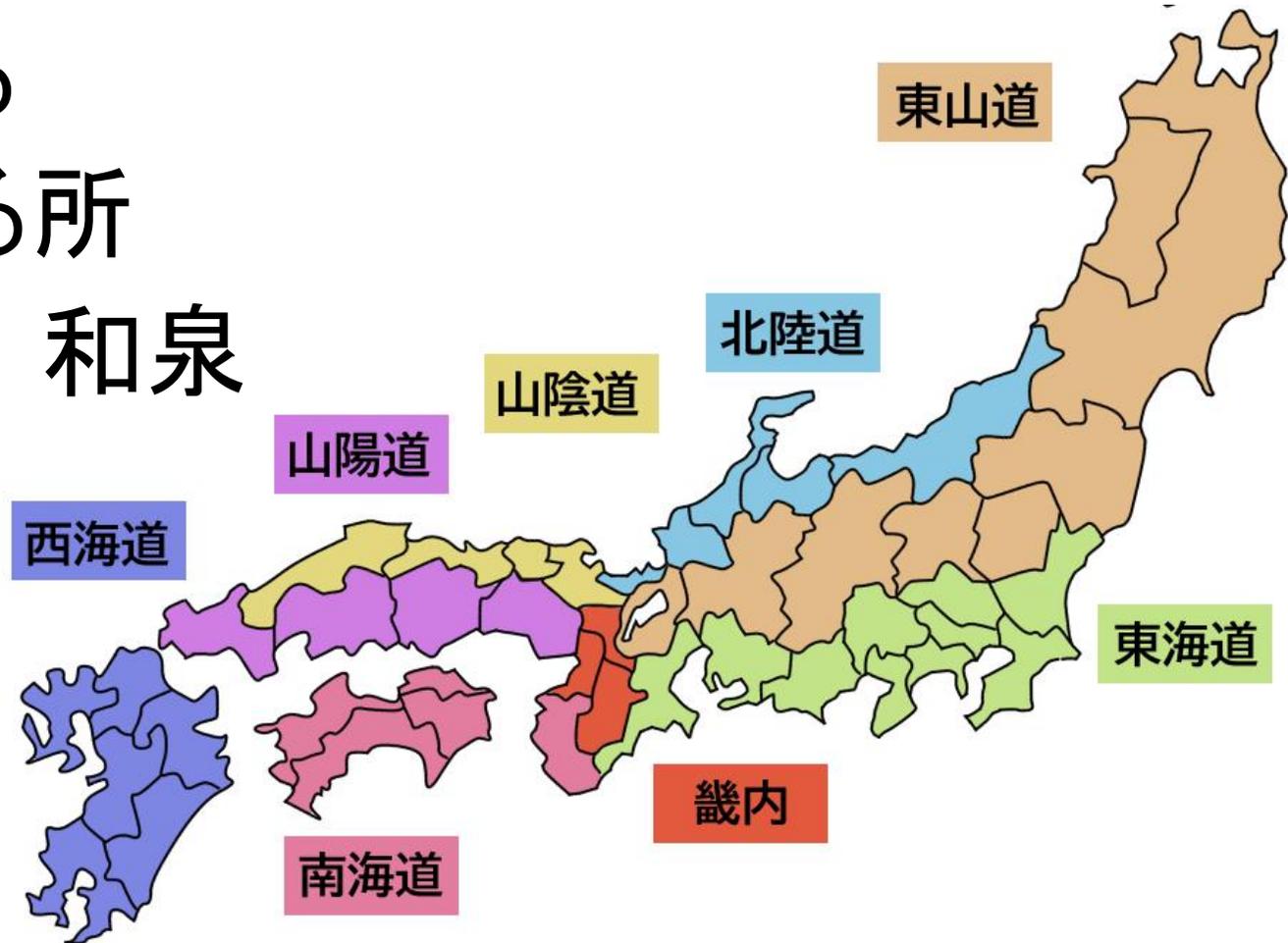
- 人が一人で生活することはあまりない
- 同族の構成員であるか、対立する者たちなのか
- 同族で共通の呼び名を持つ ●●の子
- その●●がその地の呼び名であったりする
- 福井のおじさん 長野のおばさん といったもの
- それぞれの地には様々なグループが存在する
- それぞれのグループを識別する必要が生ずる
- そこに固有の名を持つグループが発生する

姓の広まり

- 武士の時代 姓が定着していく
- 庶民の間にも姓が現れる
- 室町時代 紀伊国王子社に伝わる名付け帳
- その地を開拓した者や有力者はすでに姓を持つ
- 藤原の流れをくむ > 藤田 佐藤 伊藤 近藤
- 下にいる者たちは自分の住んでいる地名を姓に
- 川の西側に居れば西川 田んぼの南に居れば南田
- 平地の野原は平野 山のふもとの田は山田

中国に倣った日本の統治

- 645年 大化の改新後 律令制度が作られる
- 国内を五畿七道と定める
- 五畿とは中央政府がある所
- 大和 摂津 河内 山城 和泉
- 都から放射状に並ぶ
- それぞれの国府を結ぶ
- 街道(駅路)が作られる
- 国名も決める





平安時代の辞書
江戸時代に写本されたもの

・卷20に五畿七道の記述がある

畿内國第五十二

山城夜萬大和於保河内加不和泉

攝津

東海國第五十三

伊賀以伊勢以志摩之尾張乎叡波參河

駿河加伊豆

安房八

上總加下總之常陸比

東山國第五十四

近江加美濃比信濃之

飛驒比陸奥於

上野加下野之

出羽以

北陸國第五十五

若狹和越前古加賀以

越中古

越後古佐渡

山陰國第五十六

丹波大丹後大但馬大

出羽大

地名が決まっていく

- 大宝律令 > 701年に完成
- 律は刑法に相当し令は行政法・訴訟法・民法・商法等
- 740年 国郡郷制が出される
- 国の中に複数の郡(コオリ)がありその中に郷(サト)
- 郷が最小単位 > 1つの郷は50戸程度の単位
- 天皇が風土記を編纂するように指示
- 諸国の郡郷は良い字を選んで付けよと命ずる
- 二字佳名(にじかめい)の詔 > 好字令

現代まで続く好字二字政策

- 倭の国 > 大和国
- 木の国 > 紀伊国
- 泉の国 > 和泉国
- 牟佐志の国 > 武蔵国
- 科野の国 > 信濃国
- 斐伊(ひい)川 > 八岐大蛇伝説 素戔嗚尊が退治してその功績から「ヒカハカミ」と呼ばれる
- 大宮にある氷川神社 祀神は素戔嗚尊(須佐之男尊)
- 素戔嗚尊をヒカハカミという事から氷川となる

種子島、屋久島、奄美大島は薩摩ではなく大隅に属す。



- 824年(天長元年)
- 五畿七道66国

都を中心に名付けられる

- 越前(福井・石川) 越中(富山) 越後(新潟)
- > 古代の越の国が基本
- 近江(滋賀:琵琶湖) 遠江(静岡:浜名湖)
- 備前(岡山県東南) 備中(岡山県西南) 備後(広島県東南) > 古代の吉備国が基本になっている
- 九州は 筑前(福岡西) 筑後(福岡南) 肥前(佐賀・長崎) 肥後(熊本) 豊前(福岡東) 豊後(大分)
- これに日向 薩摩 大隅を加えて九州



- 赤 東山道
- 黄 東海道
- 白 東山道
武蔵道